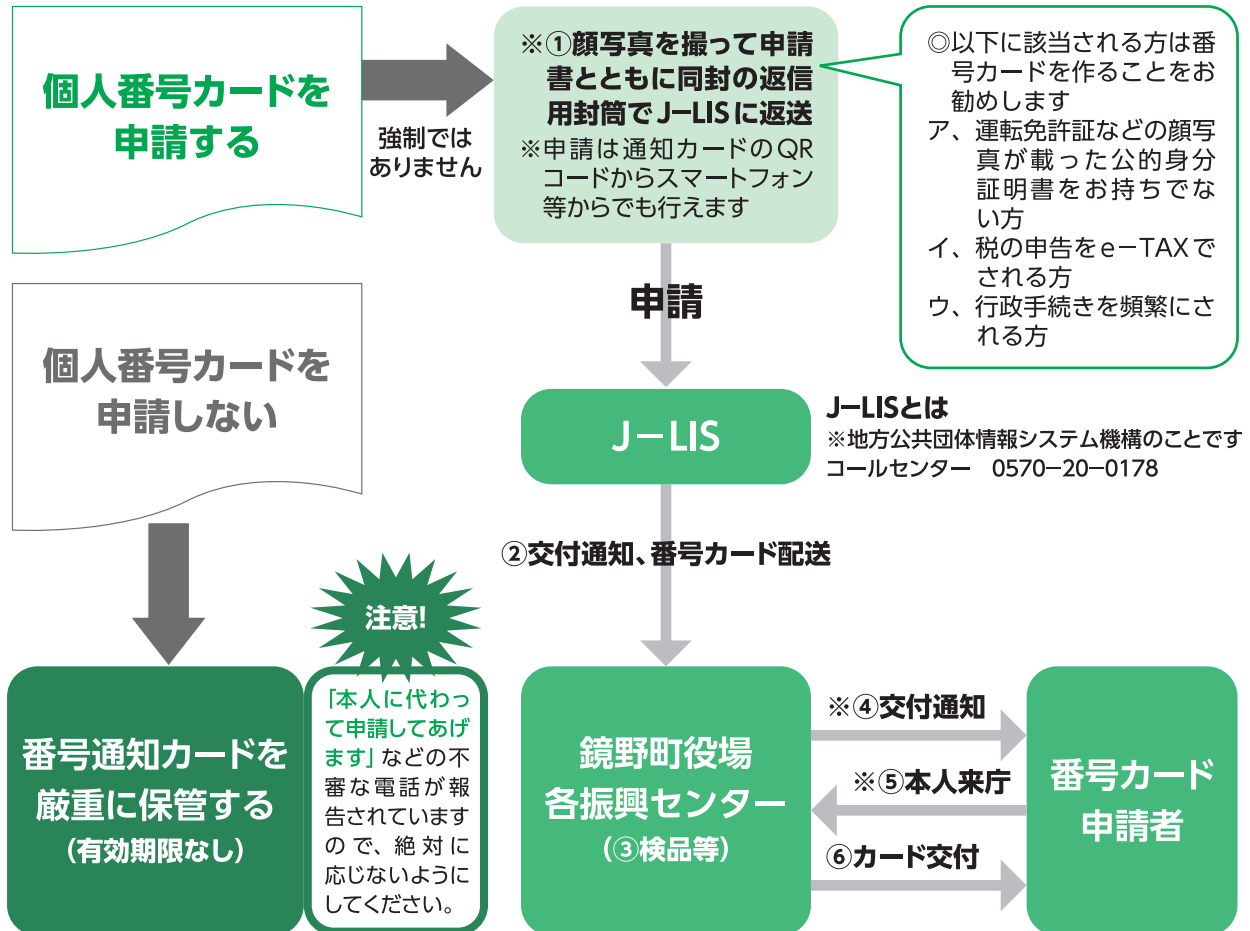


「マイナンバー」の通知が始まっています

個人番号通知カードが届いたがどうすればいい？



●番号カードを申請しない人は、申請書部分を切り離さず「番号通知カード」を厳重に保管してください。(有効期限なし、返信用封筒の無料期間はH29.10.4までの2年間) 特に高齢者の方は「個人番号は重要な個人情報」ですので、安易に人に預けたり、見せたりしないでください。

●個人番号は本人の意思に関係なく全国民に付番され、住民票や行政で使用する各種帳票に表示されます。

●氏名や住所変更があれば裏書しますので、転出や転居等の住民異動時は通知カード又は番号カードを必ず持参してください。

※①写真は6か月以内に撮影されたもので、正面、無帽、背景なし、胸から上の部分、カラー・白黒どちらでも可、サイズは縦4.5cm、横3.5cmです。

※④交付通知は平成28年1月以降、役場から順次申請者のお宅に郵送しますので、持参する書類等を確認して役場又は各振興センターにご来庁ください。

※⑤交付(受取)は原則としてご本人になりますが、やむを得ない理由で代理人に委任される場合は同封の注意書きをよくご覧ください。

なお、ご不明な点はJ-LISコールセンター役場住民税務課(54-2985)または各振興センターにお問い合わせください。